



4月1日付で課税されます 廃車・変更はお早目に！

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。廃車や変更は3月末までをお願いします。

車両の種類	手続きの場所
・ 原付自転車（125cc 以下） ・ 小型特殊 ・ ミニカー	・ 本庁 住民税務課 ・ 支所 住民生活課 ▶ 廃車 所有者の印鑑 ナンバープレート ▶ 名義変更 新・旧所有者の印鑑 車名（車体番号）が分かるもの
・ 軽自動車四輪 ・ 軽自動車二輪（125 ～ 150cc） ・ 小型二輪（250cc 以上）	鹿児島県軽自動車協会 （鹿児島市谷山港 2-4-42） ☎ 099-261-4011



住民税務課 ☎ 22-3037



4月から2ヶ月毎、偶数月の納付 水道料金の納付が変わります

4月から水道検針を奇数月に行い、納付書を偶数月に送付します。偶数月に2ヵ月分の水道（下水道）料金を納付することになります。

月	検針	納付書発送	納入月
2月	○	1月使用分を納付	毎月
3月	○	2月使用分を納付	納付
4月	—	3月使用分を納付	隔月 納付 (偶数月)
5月	○	—	
6月	—	4月・5月使用分を納付	
7月	○	—	
8月	—	6月・7月使用分を納付	

・ 窓口払いの場合、検針の翌月第2木曜に納付書を発送（納期は月末）

・ 口座振替の場合、検針の翌月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に口座引き落とし、残高不足の場合は、年度内であれば翌月引落日に再振替（下水道料金は再振替はできません）

建設課 ☎ 22-3033



あなたの夢をバックアップ 奨学金のご案内

高校や大学に在学中の方や、来年度から進学される方に奨学資金のご案内です。希望される方は教育委員会までお申込みください。

▶ 申込期限 **3月29日（金）**

▶ 奨学金の種類・貸与月額

- ・ 大学奨学生 月額 20,000 円以内
- ・ 高校奨学生 月額 15,000 円以内

▶ 応募資格

高等学校、大学（高専、短大、専門学校及び大学院など）に在学中の方や進学される方

▶ 提出書類

- ・ 奨学資金貸付願出書・奨学生推薦調書

※ 推薦調書は在学中の学校にご相談ください

▶ 提出先 錦江町教育委員会

応募資格や償還期間などの詳細については、教育委員会までお問合せください。

教育課 ☎ 22-0517



農業者のみなさんへお知らせです 農業者年金に加入しませんか？

安心が大きくなる、将来の準備をしましょう！
農業者の方なら広く加入できます。

農業者年金に加入するとメリットがいっぱい

▶ 国民年金の被保険者で年間 60 日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます（保険料納付免除者は除く）

▶ 積立方式で少子高齢化の時代に対応

▶ 終身年金で 80 歳までの保証付き

▶ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があるので節税効果があります

▶ 農業の担い手には、一定の要件を備えれば政策支援が受けられます

▶ 保険料の額は、月額 2 万円～6 万 7 千円まで自由に決められます

※ 農業委員会が農協にお問い合わせください。

農協大根占 ☎ 22-2531・農協田代 ☎ 25-2521

農業委員会 ☎ 22-3035

